

3. 各種控除を受ける際に必要な控除証明書等

控除の種類	主な必要書類
医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 <input type="checkbox"/> 医療費通知書(医療費のお知らせ)原本 <input type="checkbox"/> 各種証明書(おむつ証明書等) <input type="checkbox"/> 医療費の補填を受けた場合はその金額がわかる証明等
社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書等の支払い金額がわかるもの
生命保険料控除 地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 申告用控除証明書(保険会社が発行したもの) ※契約書では控除を受けられませんので、ご注意ください。
障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、認定書など障害の程度がわかるもの
寄附金控除	<input type="checkbox"/> 寄附金の受領証等

◆注意事項

次に該当する方は、水戸税務署の申告会場「中央ビル4階」で申告してください。

- ・譲渡所得の申告(土地・建物や株式を売った収入)をする方
- ・住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける方
- ・消費税、贈与税に関する申告をする方
- ・青色申告をされる方
- ・令和7年1月1日時点で城里町に住民登録がない方

水戸税務署からのお知らせ

マイナンバーカードを使って 自宅からスマートフォンで確定申告ができます！

確定申告には、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxでのスマホ申告が大変便利です。

マイナンバーカードとスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。ぜひ、ご利用ください。



▲国税庁ホームページ

**e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク**
☎0570-00-5901
※平日のみ

令和6年分 確定申告期の確定申告会場のお知らせ

期間 2月17日(月)～3月17日(月)

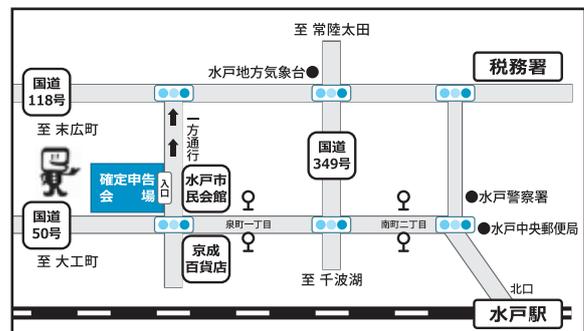
※土曜・日曜・祝日を除きます。ただし、3月2日(日)は開場します。

※上記期間は、水戸税務署庁舎では申告相談を行いません。

会場 中央ビル 4階(水戸市泉町2-3-2)

※会場に無料駐車場はありません。

受付時間 午前9時～午後4時



◆確定申告会場への入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ① 国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ② 会場での当日配付(配付状況により受付を終了する場合がありますので、オンラインでの事前発行を推奨します。)



▲国税庁LINE

問合せ 水戸税務署 ☎029-231-4211